

事 務 連 絡

平成 23 年 6 月 1 日

関係都県廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課

電気事業法第 27 条に基づく電力使用制限に関する緩和措置について(お知らせ)

東京電力・東北電力管内では、電力需要のピークを迎える夏場に電力供給が不足する事態が想定されており、5 月 13 日には、政府の電力需給緊急対策本部において、両電力管内の全域で一律 15%の需要抑制を目標とすることが決定されました。特に、契約電力が 500kW 以上の大口需要家については、電気事業法第 27 条に基づく使用制限が適用されることとなっており、本日、関連する経済産業省令及び経済産業省告示（別添 1 及び別添 2）が公布されたところです。

このような今後の厳しい電力需給予測を踏まえ、廃棄物処理施設においても節電に取り組むことが求められます。

一方で、東日本大震災の復旧に関し、本年 5 月 20 日にまとめられた「東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた当面の取組方針」(政府緊急災害対策本部決定)において、生活環境に支障が生じ得る災害廃棄物については、本年 8 月末を目途に仮置場へ概ね移動することとされています。今後、この方針等を踏まえた、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を進めるため、被災地だけではなく、広域処理も含め廃棄物処理施設を最大限に活用することが考えられます。

このように、廃棄物処理施設は被災地の復旧・復興に不可欠な需要設備であることから、被災地の災害廃棄物の処理を行う廃棄物処理施設については、電力使用制限を契約電力上限までとする緩和措置が定められております。

まずは、上記に該当する廃棄物処理施設においても、使用制限の基準（昨夏の使用最大電力を 15%削減した値）を達成するよう御協力いただくとともに、達成が困難な場合は、緩和措置の適用について申請を頂きますよう周知方よろしくお願いたします。

(参考1)電気事業法第27条に基づく使用制限について(Q&A)〈抜粋〉

6. 制限緩和

問6-1. 制限緩和とは何でしょうか？

(答)

○制限緩和の適用を受ければ、その類型に応じて、削減率が15%から緩和されたり、使用制限の時間帯が限定されるなど、使用制限が緩和されます。

問6-2. 制限緩和を受けるためには、事前の申請は必要でしょうか？

(答)

○東北経済産業局又は関東経済産業局に申請し、確認を受ける必要があります。

○制限緩和の適用を受けたい日の14日前までに申請が必要です。7月1日から適用を受けたい場合には、6月17日までに申請していただく必要があります。

(参考2)電気事業法第27条に基づく使用制限に関するマニュアル〈抜粋〉

告示番号	項目	詳細説明	緩和後の削減率
第4号	災害廃棄物処理を行う廃棄物処理施設	<p>【対象需要設備】 東日本大震災により特に必要となった廃棄物の処理の用に供される施設(被災地内で生じた廃棄物の処理を行う施設であって、廃棄物処理に係る委託契約書等によりその事実を確認できるものに限る。)(第1号キに係る制限の緩和の適用を受けた需要設備を除く。)</p> <p>【添付書類】 ○被災地で設置市町村内の災害廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設 当該需要設備が設置市町村の区域内の廃棄物を処理していることが確認できる書類(都道府県への施設の設置届出書の写し、一部事務組合や広域連合を構成している場合は定款の写し等)</p> <p>○産業廃棄物処理施設又は上記以外の一般廃棄物処理施設 災害廃棄物が生じた地域と処理先が確認できる書類(市町村間の協定書の写し、被災自治体が入入自治体に発出した依頼文の写し、廃棄物処理法施行令第4条第1項第9号イで規定する事前通知の写し、手数料条例で規定されている手数料の請求書の写し、処理委託契約書の写し等)</p>	契約電力上限